

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2022-8050
(P2022-8050A)

(43)公開日 令和4年1月13日(2022.1.13)

(51)国際特許分類	F I	テーマコード(参考)
A 4 1 D 13/11 (2006.01)	A 4 1 D 13/11	H 2 E 1 8 5
A 6 2 B 29/00 (2006.01)	A 4 1 D 13/11	Z
	A 6 2 B 29/00	

審査請求 未請求 請求項の数 12 書面 (全13頁)

(21)出願番号 特願2021-68690(P2021-68690)	(71)出願人 518148973 株式会社シンクアウト 兵庫県神戸市中央区旭通4-1-3-4 406
(22)出願日 令和3年2月26日(2021.2.26)	
(31)優先権主張番号 特願2020-115975(P2020-115975)	(72)発明者 田淵 仁志 兵庫県神戸市中央区旭通4-1-3-4 406 株式会社シンクアウト内
(32)優先日 令和2年6月10日(2020.6.10)	
(33)優先権主張国・地域又は機関 日本国(JP)	(72)発明者 高野 万作 兵庫県神戸市中央区旭通4-1-3-4 406 株式会社シンクアウト内
(31)優先権主張番号 特願2020-174994(P2020-174994)	Fターム(参考) 2E185 AA07 CC36 CC73
(32)優先日 令和2年9月30日(2020.9.30)	
(33)優先権主張国・地域又は機関 日本国(JP)	

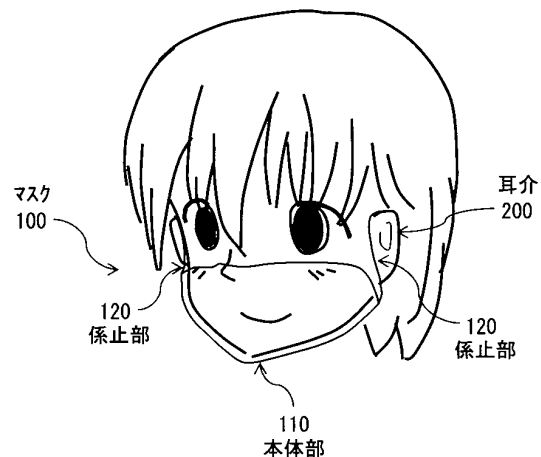
(54)【発明の名称】 マスク

(57)【要約】

【課題】紫外線によるマスク焼けを抑制することの可能なマスクを提供する。

【解決手段】本発明の一実施形態に係るマスクは、顔面の少なくとも口および鼻先を覆い、UVAおよびUVBのうち、少なくともUVAの透過率が10%よりも高いか、もしくは、UPFが40~50+の商品におけるUVAの透過率よりも高い透過率の樹脂フィルムを含んで構成された本体部と、本体部の、顎寄りの端部を支持するとともに、耳介にひっかけることができるように構成された係止部とを備えている。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

顔面の少なくとも口および鼻先を覆い、UVA (400nm ~ 315nm) およびUVB (315nm ~ 280nm) のうち、少なくともUVAの透過率が10%よりも高いか、もしくは、UPF (紫外線保護指数) が40 ~ 50+の商品におけるUVAの透過率よりも高い透過率の樹脂フィルムを含んで構成された本体部と、前記本体部の、顎寄りの端部を支持するとともに、耳介にひっかけることができるように構成された係止部とを備えたマスク。

10

【請求項 2】

前記樹脂フィルムにおいて、UVAおよびUVBのうち、少なくともUVAの透過率が60%以上となっている請求項1に記載のマスク。

【請求項 3】

前記係止部は、耳介の顔面側から耳介にひっかけるフック状の形状を有している請求項1または請求項2に記載のマスク。

【請求項 4】

前記係止部において、フック状の形状となっている部分は、顎寄りの端部を支持する部分と比べて柔らかい樹脂材料で形成されている請求項3に記載のマスク。

20

【請求項 5】

前記係止部は、耳介にひっかけるフック状の形状となり得る可撓性ワイヤである請求項1または請求項2に記載のマスク。

【請求項 6】

前記係止部のうち、少なくとも前記本体部を支持する部分において、UVAおよびUVBのうち、少なくともUVAの透過率が10%よりも高いか、もしくは、UPF (紫外線保護指数) が40 ~ 50+の商品におけるUVAの透過率よりも高い透過率となっている請求項1から請求項5のいずれか一項に記載のマスク。

【請求項 7】

前記係止部のうち、少なくとも前記本体部を支持する部分において、UVAおよびUVBのうち、少なくともUVAの透過率が60%以上となっている請求項6のいずれか一項に記載のマスク。

30

【請求項 8】

前記樹脂フィルムは、可視領域 (400nm ~ 800nm) において当該樹脂フィルムを介して口や鼻先を視認可能な透過率となっている請求項1から請求項7のいずれか一項に記載のマスク。

【請求項 9】

前記樹脂フィルムは、可塑剤未含有の樹脂材料によって形成されている請求項1から請求項8のいずれか一項に記載のマスク。

40

【請求項 10】

前記係止部は、当該係止部によって下顎の骨の端部の直上部分もしくは頬を押し圧するとともに、当該係止部を耳介に引っ掛けることにより、当該係止部が顎の先端部分には接触せず、顎の先端部分から所定の距離だけ離れるとともに、前記本体部を当該係止部によって顔の正面に固定することができるように構成されている請求項1から請求項9のいずれか一項に記載のマスク。

【請求項 11】

前記係止部は、当該係止部によって下顎の骨の端部の直上部分もしくは頬を押し圧するとともに、当該係止部を耳介に引っ掛けることにより、飲み物や食べ物を口に運ぶためのものを当該係止部と顎との間の空隙に挿通可能な空隙を当該係止部と顎との間に形成するこ

50

とができるように構成されている
請求項 10 に記載のマスク。

【請求項 12】

前記樹脂フィルムは、顎寄りの端部に複数の開口を有し、
前記係止部は、前記複数の開口部に挿通されており、これにより、前記本体部を支持する
請求項 1 から請求項 11 のいずれか一項に記載のマスク。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、紫外線によるマスク焼けを抑制することの可能なマスクに関する。

10

【背景技術】

【0002】

近年、ウイルスが体内へ侵入するのを防いだり、自身が保有するウイルスを外部に飛散させるのを避けたりする目的でマスクが使用される。最近では、新型コロナウイルスの流行により、多くの人が屋内だけでなく、屋外でもマスクを使用するようになっている（非特許文献 1 参照）。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0003】

【非特許文献 1】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

20

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、屋外や、強い日差しが入る屋内でマスクを使用する場合、紫外線によるマスク焼けが問題となり得る。従って、紫外線によるマスク焼けを抑制することの可能なマスクを提供することが望ましい。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明の一実施形態に係るマスクは、顔面の少なくとも口および鼻先を覆い、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 10% よりも高いか、もしくは、UPF（紫外線保護指数）が 40 ~ 50 + の商品における UVA の透過率よりも高い透過率の樹脂フィルムを含んで構成された本体部と、本体部の、顎寄りの端部を支持するとともに、耳介にひっかけることができるように構成された係止部とを備えている。

30

【0006】

本発明の一実施形態に係るマスクでは、本体部が、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 10% よりも高いか、もしくは、UPF が 40 ~ 50 + の商品における UVA の透過率よりも高い透過率の樹脂フィルムを含んで構成されている。これにより、UVA および UVB をほとんど透過しない布マスクや不織布マスクなどと比べて、本体部を介して顔に到達する紫外光の光強度と、本体部を介さずに顔に到達する紫外光の光強度との差が小さくなる。また、本発明の一実施形態に係るマスクでは、係止部が本体部の顎寄りの端部に設けられている。このように、係止部が顔の主領域を避けて設けられていることにより、顔の主領域では、係止部によって紫外光が遮られることがない。

40

【発明の効果】

【0007】

本発明の一実施形態に係るマスクによれば、本体部を、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 10% よりも高いか、もしくは、UPF が 40 ~ 50 + の商品における UVA の透過率よりも高い透過率の樹脂フィルムを含んで構成し、係止部を、本体部の、顎寄りの端部に設けるようにしたので、紫外線によるマスク焼けを抑制することができる。

50

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本発明の一実施の形態に係るマスクを顔に装着した様子の正面図である。

【図2】図1のマスクを顔に装着した様子の側面図である。

【図3】図1のマスクの分解斜視図である。

【図4】図3の本体部および係止部の一形態を表す図である。

【図5】図1のマスクの透過率の一例を表す図である。

【図6】マスク焼けの一例を表す図である。

【図7】図3の係止部の一変形例を表す図である。

【図8】図1のマスクの一変形例を表す図である。

10

【図9】図1の本体部の一変形例を表す図である。

【図10】図9の係止部を備えたマスクの一形態を表す図である。

【図11】図1のマスクの一変形例を表す図である。

【図12】図11の係止部の一形態を表す図である。

【図13】図1の係止部の一変形例を表す斜視図である。

【図14】図13の係止部の平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、本発明を実施するための形態について、図面を参照して詳細に説明する。以下の説明は本発明の一具体例であって、本発明は以下の態様に限定されるものではない。また、本発明は、各図に示す各構成要素の配置や寸法、寸法比などについても、それらに限定されるものではない。

20

【0010】

[構成]

図1、図2は、本発明の一実施の形態に係るマスク100を顔に装着した様子を表したものである。図1には、マスク100を顔に装着した様子の正面図が例示されており、図2には、マスク100を顔に装着した様子の側面図が例示されている。マスク100は、顔面の少なくとも口および鼻先を覆う本体部110と、本体部110を顔面に固定するための係止部120とを備えている。

【0011】

30

図3は、図1のマスク100の分解斜視図である。図4は、図3の本体部110および係止部120の一形態を表したものである。係止部120は、本体部110の、顎寄りの端部（例えば、本体部110の顎側端縁111）に固定されている。係止部120は、例えば、本体部110の顎側端縁111に沿って配置されている。係止部120は、本体部110の、顎寄りの端部（または顎側端縁111）を支持する本体支持部121と、耳介200にひっかけることができる一対の耳掛け部122とを含んで構成されている。一方の耳掛け部122は、右耳の耳介200にひっかけることができるように構成されており、他方の耳掛け部122は、左耳の耳介200にひっかけることができるように構成されている。

【0012】

40

係止部120のうち、耳介200にひっかける部分（耳掛け部122）は、本体部110の、顎寄りの端部（または顎側端縁111）から左右方向に延在している。係止部120は、例えば、接着剤で本体部110に固定されていてもよいし、着脱可能な機構を介して本体部110に固定されていてもよい。係止部120は、可撓性（フレキシブル性）を有していてもよい。係止部120が可撓性を有している場合、係止部120は、例えば、図4に示したような線状のワイヤを、図3に示したように、顎側端縁111に沿わせるとともに、耳にひっかける曲線状の形状に折り曲げた構成となってもよい。

【0013】

本体部110は、フィルム状となっている。本体部110は、係止部120が本体部110から脱離された状態のとき、例えば、図3に示したような立体形状となってもよ

50

いし、例えば、図4に示したような平面形状となってもよい。本体部110の形状および大きさは、マスク100が顔面に装着されたときに、正面視において顎側端縁111が顎から離れた位置となるように、調整されていてもよい。

【0014】

本体部110は、顔面の少なくとも口および鼻先を覆う樹脂フィルムを含んで構成されている。樹脂フィルムは、例えば、図1、図2に示したように、眼が露出するように構成されていてもよい。樹脂フィルムは、例えば、眼を覆うように構成されていてもよい。樹脂フィルムは、例えば顔面に沿った形状を有している。樹脂フィルムには通気性がなくてもよい。樹脂フィルムに通気性がない場合には、樹脂フィルムと顔面との間に、所定の空隙が形成され、この空隙の上方(空隙g1)と外部空間とが連通し、この空隙の下方(空隙g2)と外部空間とが連通していることが望ましい。この場合、係止部120は、樹脂フィルムと顔面との間に空隙g1, g2が形成されるように本体部110(樹脂フィルム)を顔の正面に固定している。例えば、係止部120が本体部110の、顎寄りの端部(例えば、本体部110の顎側端縁111)に固定されており、係止部120のうち、耳介200にひっかける部分が、本体部110の、顎寄りの端部(または顎側端縁111)から左右方向に延在しており、かつ、耳介200に顔面側からひっかけられることにより、本体部110(樹脂フィルム)と顔面との間に空隙g1, g2が形成される。つまり、係止部120は、当該係止部120によって下顎の骨の端部の直上部分もしくは頬を押し圧するとともに、当該係止部120を耳介200に引っ掛けることにより、当該係止部120が顎の先端部分には接触せず、顎の先端部分から所定の距離だけ離れたとともに、本体部110を当該係止部120によって顔の正面に固定することができるように構成されている。係止部120を耳介200に引っ掛けることにより、マスク100が回転して外れるのを防止することができる。

10

20

【0015】

樹脂フィルムにおいて、UVA(400nm~315nm)の透過率が、例えば、図5の実線(実施例A)および破線(実施例B)に示したように、60%以上となっている。UVAは、家や車の窓ガラスを透過して肌に到達するため、「生活紫外線」とも呼ばれる。UVAを浴びると、肌は徐々に黒くなる。従って、樹脂フィルムにおけるUVAの透過率が60%以上となっていることにより、樹脂フィルムで覆われた肌と、樹脂フィルムで覆われていない肌との間で、UVAに起因する日焼けの違いが目立ち難くなる。

30

【0016】

また、樹脂フィルムにおいて、UVA(400nm~315nm)およびUVB(315nm~280nm)の透過率が、例えば、図5の実線(実施例A)に示したように、60%以上となっている。UVBは、屋外での日焼けの主な原因となるため、「レジャー紫外線」とも呼ばれる。UVBを多く浴びると、肌に赤く炎症が起こり、その後、肌が黒くなる。従って、樹脂フィルムにおけるUVAおよびUVBの透過率が60%以上となっていることにより、樹脂フィルムで覆われた肌と、樹脂フィルムで覆われていない肌との間で、UVAに起因する日焼けの違いが、上記の場合よりもより一層、目立ち難くなる。実施例Aおよび実施例Bの樹脂フィルムは、例えば、可塑剤未含有の樹脂材料によって形成されていてもよい。

40

【0017】

樹脂フィルムは、さらに、例えば、図5に示したように、可視領域(400nm~800nm)において当該樹脂フィルムを介して口や鼻先を視認可能な透過率となってもよい。樹脂フィルムは、樹脂フィルム単独では自立困難であるが、マスク100を顔に装着したときに自立可能な形状および剛性を有していることが好ましい。樹脂フィルムは、例えば、樹脂フィルム単独では自立困難な厚さとなっており、1μm以上100μm未満の厚さとなっていることが好ましい。

【0018】

係止部120は、例えば、耳介200の顔面側から耳介200にひっかけるフック状の形状を有している。係止部120は、例えば、図4に示したように、耳介にひっかけるフ

50

ック状の形状となり得る可撓性ワイヤとなってもよい。可撓性ワイヤは、形状記憶型の樹脂ワイヤとなってもよい。係止部 120 のうち、少なくとも本体部 110 を支持する部分において、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 60% 以上となってもよい。なお、係止部 120 がワイヤ状となっている場合には、係止部 120 のうち、少なくとも本体部 110 を支持する部分における、UVA および UVB の透過率は、60% 未満となってもよい。係止部 120 のうち、少なくとも本体部 110 を支持する部分は、さらに、例えば、本体部 110 の樹脂フィルムと同様に、可視領域 (400 nm ~ 800 nm) において当該係止部 120 を介して皮膚を視認可能な透過率となってもよい。

【0019】

10

[効果]

次に、本実施の形態に係るマスク 100 の効果について説明する。

【0020】

近年、ウイルスが体内へ侵入するのを防いだり、自身が保有するウイルスを外部に飛散させるのを避けたりする目的でマスクが使用される。最近では、新型コロナウイルスの流行により、多くの人々が屋内だけでなく、屋外でもマスクを使用するようになっている。

【0021】

ところで、従来では、紫外線をほとんど透過しない布マスクや不織布マスクなどが提供されている。透明樹脂フィルムを用いたマスクも提供されているが、このようなマスクで用いられる透明樹脂フィルムでは、可視光に対して透明性の高い樹脂フィルムや、紫外線カット加工された樹脂フィルムが用いられており、紫外線を積極的に透過させることは想定されていない。そのため、屋外や、強い日差しの入る屋内でマスクを使用する場合、紫外線によるマスク焼けが問題となり得る。例えば、図 6 に示したようなマスク焼け 300 が生じ得る。

20

【0022】

一方、本実施の形態では、本体部 110 が、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 60% 以上の樹脂フィルムを含んで構成されている。これにより、紫外線をほとんど透過しない布マスクや不織布マスクなどと比べて、本体部 110 を介して顔に到達する紫外光の光強度と、本体部 110 を介さずに顔に到達する紫外光の光強度との差が小さくなる。また、本実施の形態では、係止部 120 が本体部 110 の顎寄りの端部に設けられている。このように、係止部 120 が顔の主領域 (口、鼻、眼、頬、額) を避けて設けられていることにより、顔の主領域では、係止部 120 によって紫外光が遮られることがない。従って、マスク焼けを抑制することができる。

30

【0023】

また、本実施の形態において、マスク 100 が顔面に装着されたときに、正面視において係止部 120 が顎から離れた位置となるように、本体部 110 の形状および大きさが調整されている場合には、顔に入射する紫外光が、係止部 120 によって遮られることがない。従って、マスク焼けをより一層、抑制することができる。

【0024】

また、本実施の形態において、係止部 120 が耳介 200 の顔面側から耳介 200 にひっかけるフック状の形状となっている場合には、係止部 120 を耳介 200 にひっかけることにより、本体部 110 を顔面に固定することができる。その結果、本体部 110 を顔面に固定するための部材を新たに設ける必要がないので、そのような部材に起因するマスク焼けを抑制することができる。さらに、本体部 110 を顔面に固定するための部材を新たに設けなくても、本体部 110 (樹脂フィルム) と顔面との間に空隙 g1, g2 を形成することができるので、息苦しさの少ないマスク 100 を提供することができる。

40

【0025】

また、本実施の形態において、係止部 120 が耳介 200 にひっかけるフック状の形状となり得る可撓性ワイヤである場合には、係止部 120 を顔面側から耳介 200 にひっかけることにより、本体部 110 を顔面に固定することができる。その結果、本体部 110

50

を顔面に固定するための部材を新たに設ける必要がないので、そのような部材に起因するマスク焼けを抑制することができる。さらに、本体部 110 を顔面に固定するための部材を新たに設けなくても、本体部 110 (樹脂フィルム) と顔面との間に空隙 g_1 , g_2 を形成することができるので、息苦しさの少ないマスク 100 を提供することができる。

【0026】

また、本実施の形態において、係止部 120 において、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 60% 以上となっている場合には、従来型のマスクと比べて、係止部 120 に起因するマスク焼けを抑制することができる。

【0027】

また、本実施の形態において、本体部 110 に用いられる樹脂フィルムが、可視領域 (400 nm ~ 800 nm) において当該樹脂フィルムを介して口や鼻先を視認可能な透過率となっている場合には、周囲の人は、マスク 100 を介して、口や鼻先などを視認することができる。これにより、マスク焼けを抑制しつつ、マスク 100 が装着されていることによる異和感を低減することができる。

【0028】

また、本実施の形態において、本体部 110 に用いられる樹脂フィルムが、可塑剤未含有の樹脂材料によって形成されている場合には、樹脂フィルムにおける、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率を 60% 以上とすることが可能である。これにより、マスク焼けを抑制することができる。

【0029】

また、本実施の形態において、係止部 120 が、着脱可能な機構を介して本体部 110 に固定されている場合には、例えば、古い本体部 110 を新しい本体部 110 に交換したり、本体部 110 から係止部 120 を取り外して、本体部 110 や係止部 120 を個別に洗浄したりすることが可能となる。これにより、マスク 100 の衛生状態を綺麗な状態に保つことが容易となる。

【0030】

また、本実施の形態において、係止部 120 が可撓性 (フレキシブル性) を有している場合には、係止部 120 を顔のカーブに沿わせることで、本体部 110 を顔の形状に合わせることができる。これにより、本体部 110 を顔の形状に合わせずに、本体部 110 と顔面との間の空隙が広がっている場合と比べて、例えば、本体部 110 と顔面との間の空隙を介した飛沫の放散や、外部空間を浮遊するウイルスの、本体部 110 と顔面との間の空隙への侵入を、効果的に抑制することができる。

【0031】

また、本実施の形態において、本体部 110 および係止部 120 が、本体部 110 が係止部 120 によって顔の正面に固定されたときに、本体部 110 と顔面との間に空隙が形成されるとともに、この空隙の上方 (空隙 g_1) と外部空間とが連通し、この空隙の下方 (空隙 g_2) と外部空間とが連通するような形状および大きさとなっている場合には、ユーザは、空隙 g_1 , g_2 を介して呼吸をすることができる。従って、息苦しさの少ないマスク 100 を提供することができる。

【0032】

なお、本実施の形態において、係止部 120 が、例えば、図 7 に示したように、顎にひっかけることができるように構成された一对の顎掛け部 123 を更に有していてもよい。一方の顎掛け部 123 は、例えば、右耳用の耳掛け部 122 に連結されており、右耳の耳介 200 の後ろ側から顎の下に渡って延在している。他方の顎掛け部 123 は、例えば、左耳用の耳掛け部 122 に連結されており、左耳の耳介 200 の後ろ側から顎の下に渡って延在している。2つの耳掛け部 122 は、図 7 に示したように、所定の間隙 g_3 を介して配置されている。この間隙 g_3 の大きさを調整することにより、顔の大きさに応じた調整が可能となる。

【0033】

顎掛け部 123 は、例えば、本体支持部 121 および耳掛け部 122 とともに一体に形

10

20

30

40

50

成されていてもよい。この場合、顎掛け部 1 2 3 は、例えば、本体支持部 1 2 1 および耳掛け部 1 2 2 とともに一体に形成された線状のワイヤの一部であってもよい。顎掛け部 1 2 3 は、例えば、可撓性ワイヤとなってもよい。係止部 1 2 0 に顎掛け部 1 2 3 が設けられていることにより、ユーザが激しい動きをした場合であっても、マスク 1 0 0 の脱離を抑制することができる。

【 0 0 3 4 】

また、本実施の形態において、係止部 1 2 0 が、例えば、図 8 に示したように、本体部 1 1 0 の右端縁または左端縁に連結された伸縮性および可撓性のある樹脂フィルムで構成されていてもよい。この場合、係止部 1 2 0 に用いられる樹脂フィルムには、例えば、耳介 2 0 0 を挿通させる開口が設けられている。また、係止部 1 2 0 に用いられる樹脂フィルムにおいて、UVA および UVB のうち、少なくとも UVA の透過率が 60% 以上となっていることが好ましい。これにより、係止部 1 2 0 によるマスク焼けを抑制することができる。

10

【 0 0 3 5 】

また、係止部 1 2 0 に用いられる樹脂フィルムは、さらに、例えば、本体部 1 1 0 の樹脂フィルムと同様に、可視領域 (400 nm ~ 800 nm) において当該係止部 1 2 0 を介して皮膚を視認可能な透過率となってもよい。これにより、マスク焼けを抑制しつつ、マスク 1 0 0 が装着されていることによる異和感を低減することができる。

【 0 0 3 6 】

なお、本体部 1 1 0 の樹脂フィルムおよび係止部 1 2 0 のうち少なくとも本体部 1 1 0 の樹脂フィルムにおいて、UVA の透過率が 10% よりも高いか、もしくは、UPF (紫外線保護指数) が 40 ~ 50 + の商品における UVA の透過率よりも高い透過率となっていれば、従前から提供されている布マスク、不織布マスク、透明樹脂フィルムを用いたマスクなどの、紫外線を積極的に透過させることが想定されていないマスクと比べて、マスク焼けを抑制することができる。

20

【 0 0 3 7 】

さらに、本体部 1 1 0 の樹脂フィルムおよび係止部 1 2 0 のうち少なくとも本体部 1 1 0 の樹脂フィルムにおいて、UVA, UVB の透過率が 10% よりも高いか、もしくは、UPF (紫外線保護指数) が 40 ~ 50 + の商品における UVA, UVB の透過率よりも高い透過率となっていれば、従前から提供されている布マスク、不織布マスク、透明樹脂フィルムを用いたマスクなどの、紫外線を積極的に透過させることが想定されていないマスクと比べて、マスク焼けをより一層抑制することができる。

30

【 0 0 3 8 】

また、上記実施の形態およびその変形例において、ユーザがマスク 1 を着用した状態で、空隙 g 2 を介して、ストローやフォークなどを用いた食事を行うことができるようになっていてもよい。このとき、係止部 1 2 0 は、当該係止部 1 2 0 によって頬もしくはこめかみを押し圧するとともに、当該係止部 1 2 0 を耳介 2 0 0 に引っ掛けることにより、飲み物や食べ物を口に運ぶためのもの (例えば、ストローやフォークなど) を当該係止部 1 2 0 と顎との間の空隙 g 2 に挿通可能な空隙 g 2 を当該係止部 1 2 0 と顎との間に形成することができるように構成されている。これにより、ユーザは、マスク 1 を外さずに食事

40

【 0 0 3 9 】

また、上記実施の形態およびその変形例において、本体部 1 1 0 (樹脂フィルム) が、例えば、図 9 に示したように、顎寄りの端部 (顎側端部 1 1 1) に複数の開口部 1 1 2 を有していてもよい。この場合、係止部 1 2 0 は、例えば、図 10 に示したように、複数の開口部 1 1 2 に挿通されており、これにより、本体部 1 1 0 を支持するようになっていてもよい。このようにした場合には、本体部 1 1 0 (樹脂フィルム) と係止部 1 2 0 とを、接着剤で互いに固定する必要がないので、接着剤による紫外光の吸収に起因するマスク焼けを防止することができる。

【 0 0 4 0 】

50

また、上記変形例において、係止部 120 が、例えば、図 11、図 12 に示したように、ワイヤ状の本体支持部 121 と、ワイヤ状の本体支持部 121 の端部に所定の力でスライド可能に挿通された耳掛け部 122 とを有していてもよい。このとき、本体支持部 121 は、ワイヤ状の樹脂部材で構成されている。また、耳掛け部 122 は、ワイヤ状の樹脂部材で構成された本体支持部 121 と比べて柔らかい樹脂材料で形成されている。これにより、例えば、マスク 100 が外力によって引っ張られたときに、マスク 100 を簡単に耳介 200 から脱落させることができ、マスク 100 によるケガを抑制することができる。

【0041】

また、上記実施の形態およびその変形例において、本体部 110（樹脂フィルム）が、例えば、樹脂フィルム単独では自立困難な厚さ（例えば、 $1\mu\text{m}$ 以上 $100\mu\text{m}$ 未満の厚さ）となっている場合には、本体部 110（樹脂フィルム）が顔に当たったときでも、顔にケガが生じるのを防ぐことができる。また、ユーザが咳やくしゃみをしたときの風圧で本体部 110（樹脂フィルム）が変形するので、この変形によって咳やくしゃみが空隙 g_1 、 g_2 から勢いよく抜け出るのを抑制することができる。

10

【0042】

また、上記実施の形態およびその変形例において、ユーザがマスク 100 を顔面に装着したときに、係止部 120 が、当該係止部 120 によって下顎の骨の端部の直上部分もしくは頬を押し圧するとともに、当該係止部 120 が耳介 200 に引っ掛かるように構成されている場合には、ユーザは、本体部 110 が顔に当たらない状態でマスク 100 を顔面に装着することができる。これにより、例えば、ユーザが化粧をしている場合であっても、本体部 110 が顔に当たることによる化粧崩れを防止することができる。なお、本体支持部 121 がワイヤ状の樹脂部材で構成されている場合には、本体支持部 121 が頬やこめかみに当たったとしても、化粧崩れし難い。

20

【0043】

また、上記実施の形態およびその変形例において、マスク 100 が、本体部 110（被覆体）と、本体部 110 を顔の正面に固定する係止部 120（係止体）とを備えている場合に、本体部 110 が、係止部 120 とは別個に製造された、フィルム状の物品であってもよく、係止部 120 が、本体部 110 とは別個に製造された、湾曲した棒状の物品であってもよい。

30

【0044】

ここで、係止部 120 は、本体部 110 の、顎寄りの端部に固定される。係止部 120 は、本体部 110 の、顎寄りの端部を支持する本体支持部 121 と、耳介 200 にひっかけることができる一対の耳掛け部 122 とを含んで構成される。一方の耳掛け部 122 は、右耳の耳介 200 にひっかけることができるように構成され、他方の耳掛け部 122 は、左耳の耳介 200 にひっかけることができるように構成される。係止部 120 は、本体部 110 と顔面との間に空隙が形成されるように本体部 110 を顔の正面に固定する。係止部 120 は、マスク 100 が装着されたときに、顔面のうち、下顎の骨の端部の直上部分もしくは頬（被押圧部分）と対向する箇所に、被押圧部分側に突出した湾曲部 124 を有していることが望ましい（図 13、図 14 参照）。このとき、湾曲部 124 によって被押圧部分を押し圧するとともに、一対の耳掛け部 122 を耳介 200 にひっかけることにより、係止部 120 が顎の先端部分には接触せず、顎の先端部分から所定の距離だけ離れた状態で、本体部 110 を顔の正面に固定するようにしている。

40

【0045】

なお、上記実施の形態およびその変形例において、本体部 110 の樹脂フィルムおよび係止部 120 のうち少なくとも本体部 110 の樹脂フィルムが、UVA、UVB の透過率が 10% 以下の樹脂材料、もしくは、UPF（紫外線保護指数）が 40 ~ 50+ の商品における UVA、UVB の透過率以下の透過率となっている樹脂材料によって構成されていてもよい。つまり、上記実施の形態およびその変形例において、本体部 110 の樹脂フィルムおよび係止部 120 のうち少なくとも本体部 110 の樹脂フィルムの材料が、従前の

50

光透過性の樹脂材料によって構成されていてもよい。

【符号の説明】

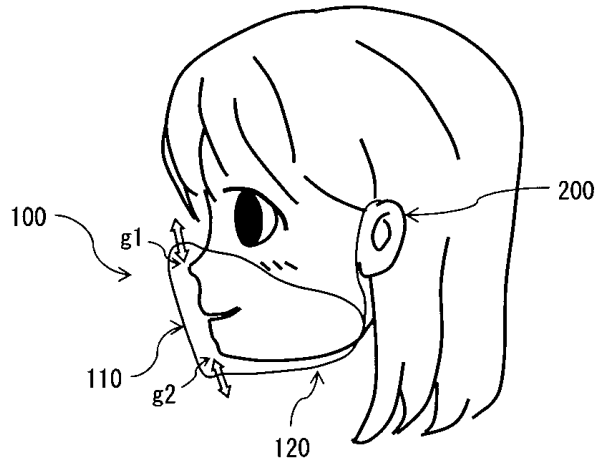
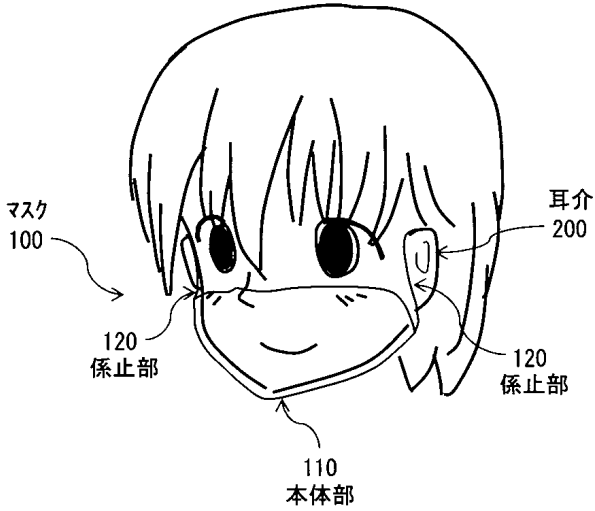
【0046】

100...マスク、110...本体部、111...顎側端縁、112...開口部、120...係止部、121...本体保持部、122...耳掛け部、123...顎掛け部、124...湾曲部、200...耳介、300...マスク焼け、g1, g2...空隙, g3...間隙。

【図面】

【図1】

【図2】

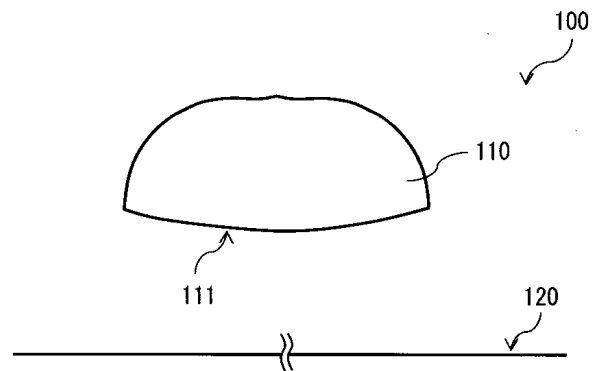
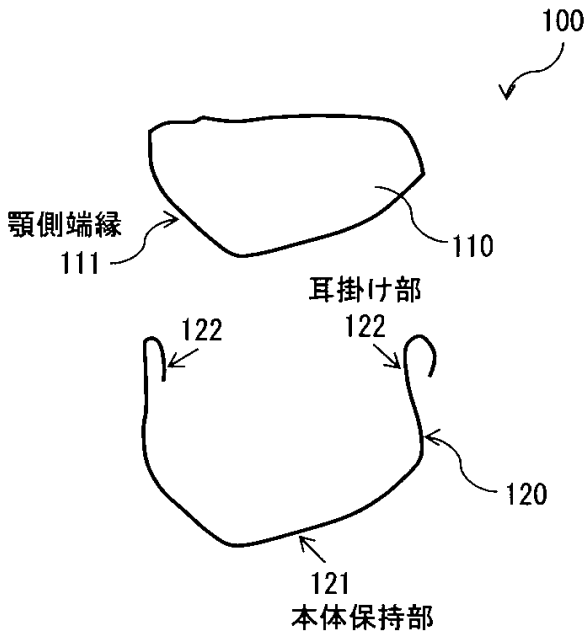


10

20

【図3】

【図4】

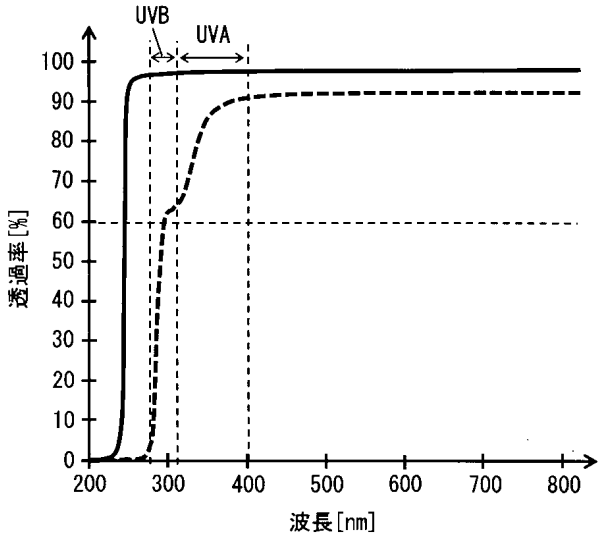


30

40

50

【 図 5 】

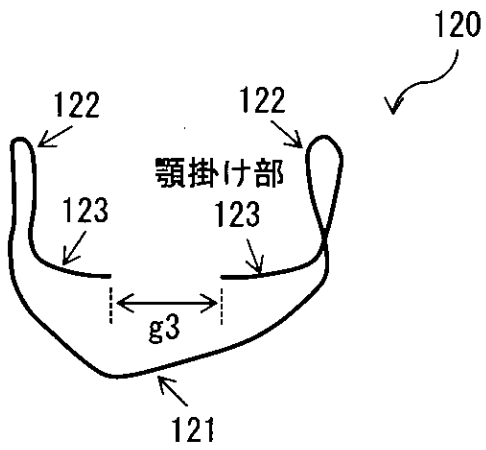


【 図 6 】

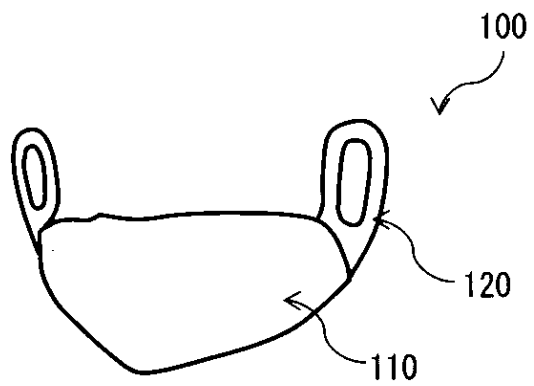


10

【 図 7 】



【 図 8 】



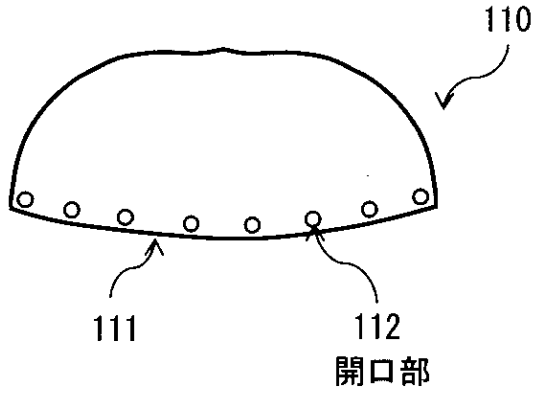
20

30

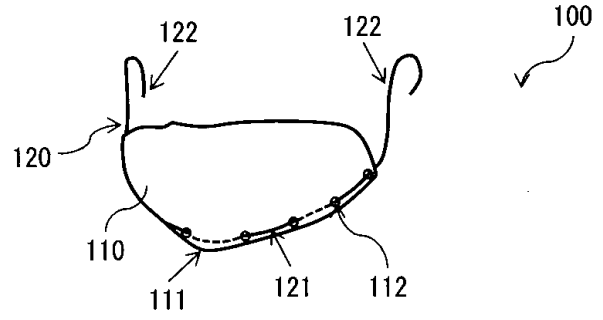
40

50

【図 9】

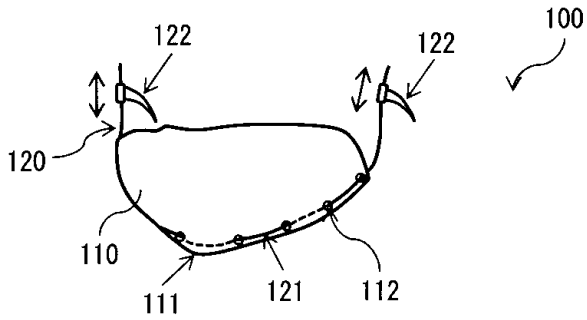


【図 10】

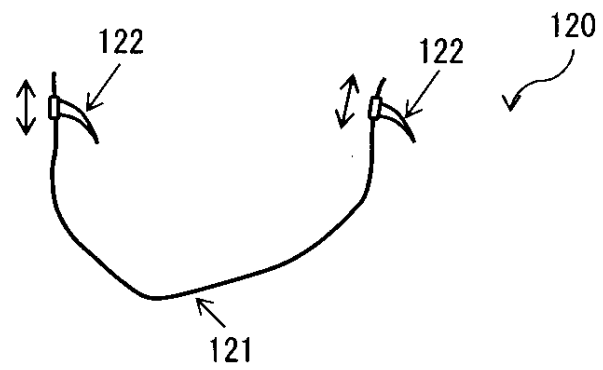


10

【図 11】



【図 12】



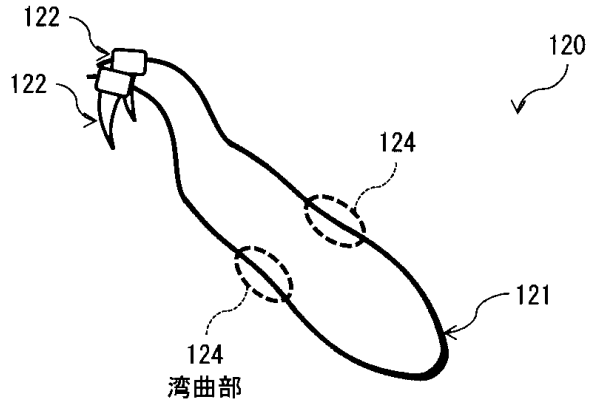
20

30

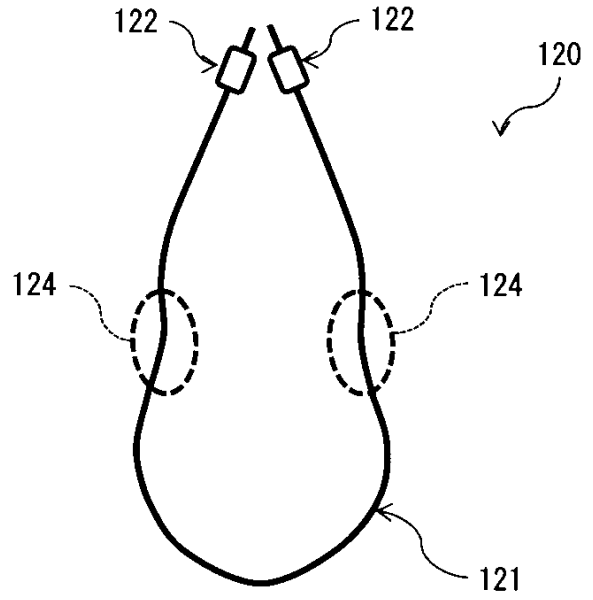
40

50

【図 13】



【図 14】



10

20

30

40

50